

☆平成27年度税制改正資産税☆

資産税関係では、結婚・子育て資金を父母・祖父母から20歳以上50歳未満までの子・孫へ信託により一括贈与した場合の贈与税の非課税措置の創設、直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充、事業承継税制の見直し等が行われています。

○住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等の拡充・延長

契約年	消費税率10%適用の者		左記以外の者	
	高質住宅	一般住宅	高質住宅	一般住宅
H26			1,000万円	500万円
H27			1,500万円	1,000万円
H28.1-28.9			1,200万円	700万円
H28.10-29.9	3,000万円	2,500万円	1,200万円	700万円
H29.10-30.9	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
H30.10-31.6	1,200万円	700万円	800万円	300万円

○結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

その直系尊属(贈与者)が、20歳以上50歳未満の子・孫等(受贈者)の結婚・子育て資金の支払に充てるために金銭等を拠出し、信託会社など金融機関に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出額のうち受贈者1人につき1,000万円(結婚費用は300万円が限度)までの金額については贈与税が課税されません。

非課税対象は、以下のようなものがあります。

- ・挙式費用
- ・新居の住居費
- ・引越費用
- ・不妊治療費
- ・出産費用
- ・産後ケア費用
- ・子の医療費
- ・子の保育費(ベビーシッター費含む)

○教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

- ① 教育費の範囲に、通学定期券代や留学渡航費等を追加
- ② 少額の支払について、領収書に代えて支払金額等を記載した書類の提出を可能とする手続の簡素化
- ③ 非課税措置の期限を平成31年3月31日まで3年3ヵ月延長

○非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度の拡充

事業承継に係る贈与税の納税猶予制度の適用を受けている者(2代目の経営者)が、3代目に承継する場合には、贈与税の納税義務が生じないよう制度の拡充が行われました。

※上記制度は、この他に細かい規定・条件がありますので、ご質問がございましたら担当者までご相談ください。

☆コラム(飯島のつぶやき)☆

命拾い

実は、3/28~4/21まで入院しておりました。病名は、「椎骨大動脈解離」あるいは「解離性脳大動脈瘤」と言うそうです。頭の中の2本の大動脈の1本が裂けて外側に膨らんだ状態で、これが破裂すると「くも膜下出血」となり、3分の1が即死、3分の1が後遺症、3分の1がリハビリ後社会復帰だそうです。

激しい頭痛がしたため、MRIにより発見されたのが幸運でした。

手術は、全身麻酔の後、カテーテルでのコイル塞栓術で行われましたが、5時間半かかりました。というのは、私の場合、動脈硬化が進んでおり、カテーテルがスムーズに入らなかったからです。最後まで諦めず、両手両足の動脈に可能性を見つけ無事に手術を成功させていただいた先生には只々感謝です。(もし、カテーテルが入らなかったら、後日、開頭手術になる予定でした。)

医師、看護師その他病院のスタッフ全員のチームプレーには感動しました。また、看護師さんのメンタル的な支えもどんなに心強かったことか。

今回の入院、手術で多くのことを学んだ気がします。「経営者は死なない」と思っている方が大半だと思います(私もそう思っていました)が、いつどこで健康を害するかわからないことを身をもって体験しました。それは突然訪れます。

ちなみに、初めての体験としましては、入院、手術もそうですが、救急車で運ばれたこと、ストレッチャーや車椅子に乗ったこと、酸素マスクや尿瓶、尿道バルーンの使用なども忘れられません。

今のところ術後の合併症もほとんどなく、今月いっぱいをかけて体調を元に戻す予定です。

クールビズ

今年も5/7~10/31の間、事務所内クールビズを実施いたします。ネクタイ、上着の着用を省略させていただきます。また、6月~9月まではポロシャツ等のカジュアルな格好をさせて頂くこともあります。ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

今月の一言

『生きているのではなく、生かされているのだ』

今回の大病で、神様が「お前はあの世に行くのはまだ早い、もう少しこの世で社会のために働け!」と言われたように感じます。

このおまけの人生をもう少し頑張りたいと思います。